

## 大磯町石坂卷子記念子育て支援センター条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、大磯町石坂卷子記念子育て支援センターの設置及び管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 子育て支援の拠点として、子育てに関する相談及び情報提供を行うとともに、子育てをする親、子及び地域の交流の場を提供することにより、子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的として、大磯町石坂卷子記念子育て支援センター（以下「子育て支援センター」という。）を大磯町大磯387番地3に設置する。

### (事業)

第3条 子育て支援センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進に関すること。
- (2) 子育てに関する相談及び情報提供に関すること。
- (3) その他町長が必要と認める事業

### (使用者の範囲)

第4条 子育て支援センターを使用することができる者（以下「使用者」という。）は、町内に在住し、次に掲げる者とする。

- (1) 就学前児童及びその保護者
- (2) その他町長が適当と認める者

### (使用の制限)

第5条 町長は、使用者が次のいずれかに該当するときは、その使用を拒否し、退去を命じることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 子育て支援センターの施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 子育て支援センターの管理運営上支障があると認められるとき。
- (4) その他使用が不適當であると認められるとき。

### (損害賠償)

第6条 使用者は、故意又は過失により、子育て支援センターの施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

### (委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則  
この条例は、令和元年11月 1 日から施行する。

令和元年 9 月 2 日提出

大磯町長 中 崎 久 雄